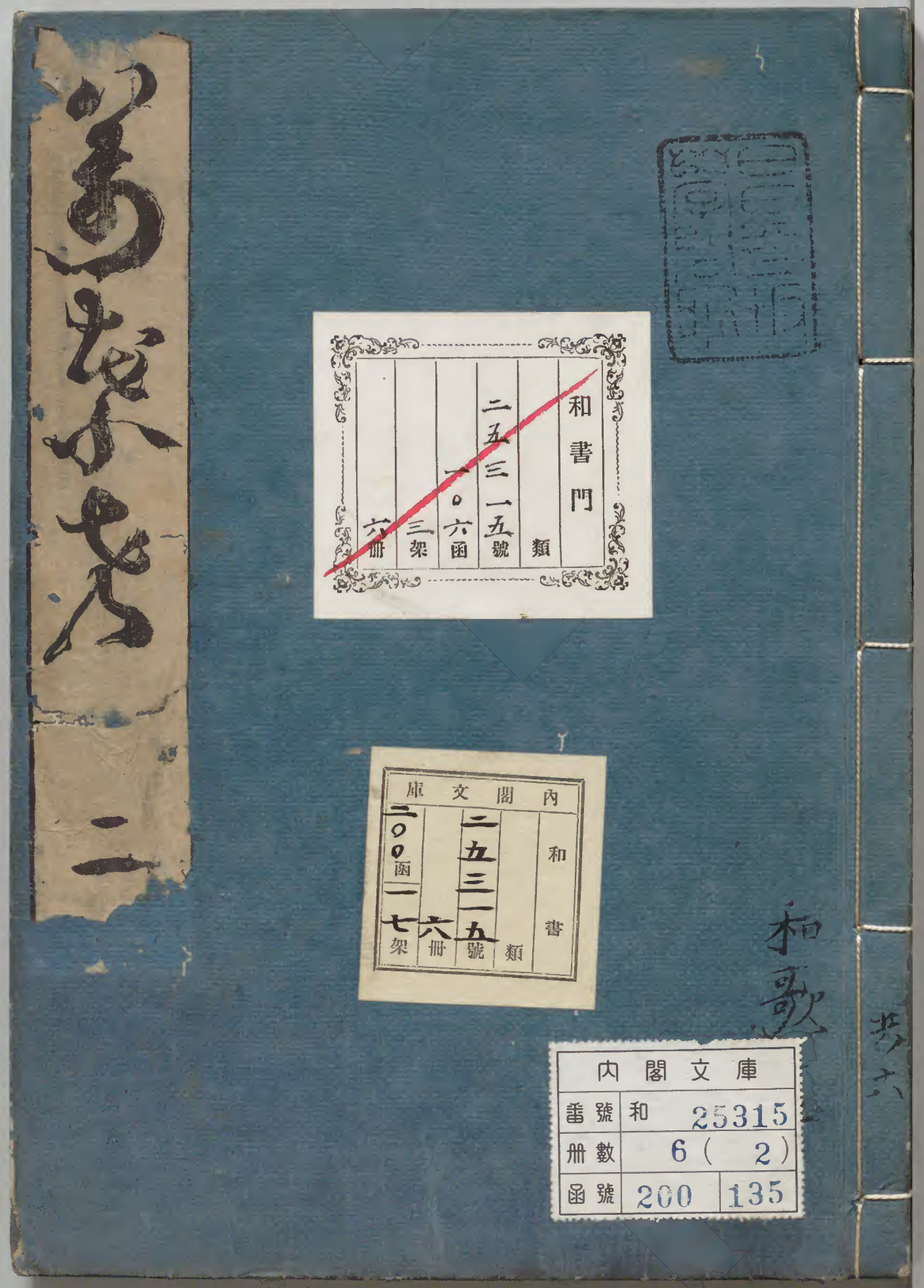

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

万葉集巻二之標

相聞

難波高津宮

○皇后思天皇御哥 三

近江大津宮

○天皇賜鏡女王御製哥

○鏡女王贈内大臣哥

○内大臣娶安見兒哥

○鏡女王奉和哥

○内大臣和哥

○久米禪師嫗石川郎女哥

○禪師更贈哥

○大伴宿禰娉巨勢郎女哥

○郎女和哥 三

○禪師更詠哥

○郎女和哥

明日香清御原宮

○賜藤原夫人御製哥

○夫人奉和哥

浅草文庫
松崎文庫

藤原宮

○大伯皇女御哥 大津皇子下伊勢時 二

○郎女奉和哥

○日並知皇子尊賜石川郎女御哥

○姫王奉和哥

○但馬皇女接穂積皇子事形後御哥

○但馬皇女思穂積皇子御哥

○郎女奉和哥

○三方沙弥娶園臣生羽之女後作哥

○沙弥更詠哥

○田主和哥

○大津皇子贈石川郎女御哥

○大津皇子婚石川郎女哥 通占露之

○弓削皇子贈額田姫王御哥 幸吉野時

○後吉野遣蘿生松柯時額田姫王奉入哥

○穂積皇子遣志賀寺時但馬皇女御哥

○舍人皇子贈舍人郎女御哥

○弓削皇子思紀皇女御哥 四

○生羽之女和哥

○石川郎女贈大伴田主哥

○郎女更贈哥

○石川郎女贈大伴宿奈万呂哥

○柿本人万呂従石見國別妻上哥 長 四

挽哥

後岡本宮

○有馬皇子結松枝御哥

○山上憶良追和哥

近江大津宮

○天皇不豫時皇后奉御哥

○婦人哥 長

○大后御哥 上

○従山科御陵退散時額田姫王哥 上

明日香清御原宮

○十市皇女薨時高市皇子尊御哥 三

○長皇子與皇弟御哥

○柿本人万呂妻依羅郎女與人万呂別哥

○長意吉万呂見結松哥

○、、、、、、 天皇崩時大后御哥 二

○大殯時哥 二

○石川夫人哥

○天皇崩時大后御哥 長

△一書哥 一

△夢唱賜御哥 長

藤原宮

○大來皇女從伊勢上時御哥 二

○移葬大津皇子時大來皇女御哥 二

○日並知皇子尊殯時柿本人麻呂哥 長 短

△或本哥

○同殯時舍人芽哥 廿四

○柿本人麻呂獻泊瀬部皇女哥 長 短

○柿本人麻呂獻忍坂部皇子哥 長 短二

○高市皇子尊殯時柿本人麻呂哥 長 短一

高市皇子尊殯時檜隈女王哥

寧樂宮

○但馬皇女薨後穗積皇子御哥

△短哥

△弓削皇子薨時置始東人哥 長 短

所竊通娘子死後作哥 長

○柿本人麻呂 〃 〃 〃 〃 〃 〃 短

○同人妻死時哥 長 短

○吉備津采女死時同人哥 長 短

○狹岑島視死人同人哥 長 短

○同人在石見國臨死時哥

○丹比真人擬人麻呂哥

○河邊宮人見孃子屍哥 二

○〃〃〃〃〃〃〃〃 志貴皇子薨後姓名哥 二

○妻依羅娘子哥

○同人擬依羅娘子哥

靈亀二年

○志貴皇子薨時〃〃 姓名哥 長

万葉集巻二之考

相聞（アヒギコエ） こハおもふこゝろを互に告知するゆゑにあひぎこえといふ、後の代の集に恋といへるにあたれり、されど此集にハ親子兄弟のおもひをも此中に入てこと廣きなり。○或人万葉のうたハおほかれど恋のうたおほかるハいかにといふ、そをおもふに我ハしかおもはず、こをしらべのかたよりもいはゞ、さかしらなくおもふまゝに、国をそなへたるハその天地のまにまに治めます古の君の代のみならず、常にもかたらひて民平らかなりしなり。されバ猶の相聞をまづあげたるを、よくおもひとりて人の心よき人の知まてしられなん、神の禁（イサ）めぬ道ぞとて古言のまゝにあげつべしや。

難波高津宮御宇天皇代（ナニハタカツノミヤニアメノシタシロシメススメラミコトノミヨ）。大鷦鷯天皇こハ後人の注なること上にいへり。○紀に仁徳元年正月難波に都つくりまして高津の宮といふとみえたり。

○皇后思天皇御作歌（キサキノスメラミコトヲシヌビテヨミマセルミウタ）。皇后御名ハ磐之姫（イハノ）、葛城襲津（ソツ）彦の女と紀に見ゆ。○今ノ本にこの御名を書るハ令法に背きたれば集の例

[illegible]遠へり。こハ類聚哥林てゝ[illegible]後のてゝ[illegible]依て[illegible]の人ゝ[illegible]名を加へ[illegible]
今陳まつ。下[illegible]近江大津宮の御宇[illegible]皇后を大后とのゝ[illegible]臣の大臣大伴[illegible]
[illegible]
[illegible]

又こゝ[illegible]君が之行。気長成奴[illegible]を拳るしるハひごとゝて。そハ古事記にある
[illegible]大郎女の御哥を[illegible]皇后の御哥[illegible]誤[illegible]言ごと誤りて類聚哥林に載るを[illegible]
人ぐゝ[illegible]こゝ[illegible]
記[illegible]

如此許戀乍不有者こひてこんどゝかくのゝごとくあるゝんものと知る
[illegible]

[illegible]

[illegible]

死物乎御思ひの[illegible]
[illegible]

或本に。居明而君乎者將待奴婢珠乃吾黒髮乎。雲者霜勝乎文。

巻五 待君常。庭耳居者。寺麻鶏吾黒髮乎。霜曽置乎。家類。こハ共に一首のゝ[illegible]
[illegible]

[illegible]

在管裳君乎者將待なゝゝゝ立てゝゝて君をハ待ゝ[illegible]待ゝ[illegible]おぼ[illegible]定[illegible]。打靡吾黒髮乃白成萬代日に今本に白を霜乃置萬代日とゝゝハ式たゝ[illegible]挙ゝ或本の歌。又

巻五 [illegible]
[illegible]

秋之田穂上乎霧相朝霞。[illegible]

何時邊乃方に何れの方ゝゝゝ越ゝ[illegible]ハ[illegible]伊頭敝[illegible]山[illegible]

我戀將息いかんすんぞ[illegible]間の[illegible]秋の田面の何方
[illegible]

[illegible]

[illegible]

○天皇賜鏡女王御製哥。製字ハ份に依て加つ。○今本こんを[illegible]王女と
[illegible]て。額田姫王の[illegible]ハひごとゝ[illegible]

[illegible]

鏡女王ハ此天皇も御歌を賜ふ程なれバ此御おくりにて、ふかき心あるをよめるならむ。此にいへり。

此次まて〔巻十三〕同しく鏡王女とよまるゝもの一首ハ別記にいへり。

妹之家毛継而見麻思乎 一云妹之當継而毛見武尒 山跡有大島嶺尒 大和の国にて山の名也。又なるなり。

家母有猿尾 一云家居麻之乎 ○標のまゝにて八近江へ遷ましてより後もこの女王は

大和に居たるなれバ、かくよみ給へるなるべし。

あれど此歌ハおぼつかなし。

標ハ其御代の元を挙て、給へるなれば、まつる事ハ、さしバ女王ハ山邊郡の大和の国に住ましき。

よみまし、なしとせん。又あるは後岡本宮にまします御時の大御歌とも女王の御歌とも

あるべし。○大やまとの名なるは巻一の別記にくハし。

鏡女王 鏡王女とあるを、一本にて改む。 奉和哥 ○今本御哥とあるハ王よりいふ例なし。

秋山之樹下隠逝水乃吾許曽益目 御念従者 秋ハ水の下れバ山下ゆくの增

そのをさまて吾ハ増すこと、こゝろ、君よりも増るといへり。

○内大臣藤原卿 此公まだ若き程にのみあるべき事とおもへるの別記に云。 娉鏡女王時 娉は古へカ

鏡女王作哥 ○今本に贈内大臣とあるハ例にたがへり。仍て除。

匣の蓋ハ蝶つがひ

とて、霞ともいふ。開

くもやすきゆゑ

へし。

妻問といひ、後に夫婦となりてはあるまじ。

礼をなし、なさぬものとい、ハはづかしめのなきにもあらず。

玉匣 覆乎安美開而行者 匣の蓋ハ覆ふよりやすしとて開くといひつゞけたり。

君名者雖有吾名之惜毛 三の句まで序。

女ハ名のたちてハ、わろきを

あらはしたるのみなり。

○内大臣藤原卿和哥 ○今本に報贈とあり。下にも云へる例なれど此一二

首のみ古本にて宜しきなれば改め、下もかく。

玉匣 将見圓山乃 みむろの山といふ也。三輪をいふ。

冠辞考にいへり。 狭名葛 さなかづら

佐不寐者遂尒有勝麻之目 三の句まで序。佐ハ発言。目ハ助辞。○めのまゝにゆりね

又冠辞考にいへり。

へども、終にねずして過るまじき事

なれバ、えいふといへるを強ていへるなり。

注に或本哥云玉匣三室戸山乃 とあるハ 殊らしけ見諸戸山を。旅の寺

の中にある事。西の国入りなどよめる文もあれバ、備中国にも今もみむろといふ所あるべし。ここのハ

末の歌ハこの万葉に

八雲御抄の説乱れたるを

しるし、此のそれより

んしてかくいふ也。

山城の宇治の三室

戸といふあれど後

の説なり。

○圓をみのつまと

訓るハ下に臣をみと

よむがごとく、麻をさしみ

と読みて訓を

ハ多ハ下の言と同じ。

注に或本一本ちがひ

るハ、かく他書の

[illegible]

後ハ采女を斬て流す羅ハ前の采女ハ[illegible]

大和の都ハ[illegible]ハ他国の他を[illegible]

古人ハ[illegible]

○内大臣藤原卿娶采女安見兒時作哥。娶をめとると訓ハ[illegible]の畧字[illegible]

女の童を[illegible]古言ハ[illegible]

○采女ハ上つ代ハ諸国ハ[illegible]

女兒ハ姪ぐと撰て貢ぐるなり[illegible]

吾者毛也 吾者ハ[illegible]辭 下ハおけり。 安見兒得有皆人乃得難尓為云

安見兒衣多利 安見兒ハ[illegible]の名。

○久米禅師嫗石川郎女時作哥。久米ハ氏。禅師ハ名。下の三方沙弥ハ[illegible]

[illegible]

水ハ借字。篤ハ墨き小行ぐ今本又紀ハ[illegible]ハ誤り。

狂師ハ[illegible]

郎女ハ[illegible]

[illegible]

今なほ[illegible]

[illegible]

水篤苅 冠辭 信濃乃真弓 序之○弓ハ古へ[illegible]

者宇真人佐備而 宇真人ハ紀ハ可美小男可怜小汀[illegible]

不言常將言可聞 聞ハ紀ハ[illegible]

[illegible]

石川郎女ハ[illegible]

○○○○○

三篤苅信濃乃真弓不引為而弦作留行事乎 作ハ造る

[illegible]

意ハ語てきかし

こハ妹に贈る哥なるべし梓弓ハ弓の末かたに引つけ縁ある詞なり別に記す

たゝ手都良絃取波氣といふ所をよせて弓をひくにくまなく弦か
弦を執るをはぐるといふ之○今本弦を強に誤。知跡言莫君二 くるゝくとをばえつて
いふなるべし。ちかく我をおもふとも言にいはずとも
うらうちにもおもへんをばつらりしりてあるへしとなり。
梓弓引者隨意 依目友 後心乎知
ひかバ木すゑ吾方へよるこそ。引ばひかんとハ言ふ。
ひきたまふまゝに。後の心を知。
勝奴鴨 知かたきハ歎辭。おのがおもひの言にてもなし
よハ何がかうへさるきなれとも思ふハ後の心をいかがせむとなり。
○○○○○ 久米禪師 重テ贈 哥 上に云
○ ごとし。
梓弓都良絃取波氣 て一つの事とするハ結句の意也
引人者 後心
ひくと云ツルを連なるにたとへて
予知人曾引 ひくといふ
東人之荷向篋乃 何れの國もあれど東國より年々貢物なるものよりすらぐ調物を
荷前とらせ遠き國よりもてくるそれハ数くくて納て御手で馬に
のせ若てよるあつよ荷の緒ともかく
荷の緒の如く
乗らゆふ言あり別記あり。荷之緒介毛 妹情介乗
かりそめにもとも弟ましく結ぶよし。

卷七 ときてしに
わづら祈のかたちし
ぬの上八にいふ楽に
よること。

此初句と次の樹
のおもむきをちらしハ
疑辭再考すべし之
り。

介家留香問 卷六 あそびにきてみるにつけて許巳呂尓賦里氐
許巳婆哥敷家 て我を思ひてのれバ姉が宿のか〻る大宿に
なりひとつに居るにかたくなつかしきに一日もあかずよそに
○大伴宿禰媽 巨勢郎女 時作哥 こハ大津宮の侍時なれハ大伴望多
此々若きがものなりしにし大津宮の侍よ入りしくさて後いとちくなりしなれバ名をいへるす
従わ記すよう。○此郎女を古本の注に近江朝大納言巨勢人卿の女と思へり。紀ハ々御行々の中うて御行々なる。べし且
玉葛 葛ハ子の成りもなしに次の言をいへるなり宜らせしもの。也。且子の成て不来ずてよいけ
て不成のなすまでハうけぬ黙ひ集りぬ。或人葛ハ借字にて桂なるべしといへるよし
實不成樹介波 千磐破 冠 神曽著常云 今の世にも子なるべきをの
ちハやぶる 子のならぬつらさ。神の領ド
まうりしこそ。卷十三 神の諸伏 不成樹別介 女のまうるべき時に男せぬハ
ともみちうるもるすハひとし。 神の依まして並よの男をかね
めでさる
壁言ふ。
巨勢郎女和哥 報贈こそハ逸 その例すくわず。
玉葛 此も葛ハ花をちらさず
いふなれバ誦なし。 花耳開而不成有者誰戀介有

別記あり

目吾孤悲念乎　哥ハことわり明らかなり。

明日香清御原宮御宇天皇代

○天皇賜藤原夫人御製哥　紀に藤原鎌足内大臣の女氷上娘また妹五百重娘ともに夫人とあれバ、こハ此二人の中何れにや。○

[巻二] 藤原夫人とある下に注あれど、そは古本よりし後人の旁書でもすなれバ取も遺へり。

吾里尓大雪落有　此下にも大雪ともいへり。　大原乃古尓之郷尓落巻者後　大原ハ續日本紀に記伊

へ華の後にきこゆる故に、此ハ高市郡の小治田の東に大原といふ所あり。今も大原の西北の方にあたる大原といふ所ありて、鎌足公の生れ給ひし所として藤原といふも此大原の地にかゝれり。こゝをさして居まして夫人の下て居られし時によみ給ひしなるべし。[巻四] また大原古郷妹置とあり。

藤原夫人奉和哥

吾岡之於可美尓言而令落　紀に斬輙遇突智為三段、其一段ハ為雷、雷龗　注に雷龗此云於箇美とあり、こゝハ雨雪を云、

別記あり

まづ此龗神なる。雪之摧之彼所尓塵家武　散りけんなり。○御歎をかくはへまふれるなり。　此之ハ之の毛の略。　ふけて又歎かしめ給ふ。

藤原宮御宇天皇代

○大津皇子竊下於伊勢神宮上來時大伯皇女御作哥　紀に、天武天皇の皇女、大来皇女と大津皇子とをうみ給へりけれバ、御とも同母なり。大田皇女を納て大来皇女と大津皇子をうみ給ひしか、天武天皇の大事をおぼし立たまひし時、御姉齋王にも告奉りて、朱鳥元年の八月の比、天皇御病のおもき下りきたまひつらん。天皇九月九日に崩まし給ひしなれバ、ひそかにゆきたまひし也。

吾勢枯乎倭邊遣登佐夜深而雞鳴露尓吾立所霑之　大津皇子ハ御弟なれど、女どちの御こゝろにはわがせこのごとくなど思ひ給ふなるべし。

二人行杼去過難寸秋山乎如何君之獨越武　秋ハ物さびしきにいとゞ此上よりまへつ時を思ふべし。且此二人の別の悲しさハ大かたならず、おもひやりのほか別くるればなるべし。

○大津皇子贈石川郎女御哥。

足日木乃山之四付二滴へ四の妹待跡吾立所沾山之四附二

石川郎女奉和哥。

吾子待跡君之沾計武足日木能山之四附二成益物乎

皇女の御哥

○大津皇子竊婚石川郎女時。津守連通

情紀。元年八月人陰陽の道絶れ

賜れるもの。かくもとゝ。上古露其事。皇子御作哥。

占の人。

日額の日額のみこと御哥。

○大船之泊津守之占尓。将告登波益為尓知而

益ハ借字。

我二人宿之。

○日並知皇子尊。今本知の字なし。○天武天皇の皇子。

賜石川郎女御哥。

大名兒。彼方野邊遍尓。刈草乃。東間毛吾忘目八。

東間ハ

紅の淺葉乃野らに。苅草の。束之間毛。吾忘目。

○幸吉野宮時。

天皇吉野の集の幸

額田姫王御哥。

古尓。戀流鳥鴨。弓絃葉乃。三井能上従。

離宮の色よ。

鳴渡遊。

額田王。長皇子の贈與

古今六帖に松のおのごけのみだれ、ミヽえ補集に松のこけに年をへぬけそ生へぐれ露のひごのすこしもえらべくうすぐるをめぐる猿とぞせとて今もえてぐりごけそひゞげのうすく。○はしきハ下の別祀にあり。

額田ノ姫王ノ奉レ和哥。

古尓。恋良武鳥者。霍公鳥。蓋哉鳴之。其もハなくもしるくぞきれ、ちよとも知らるし。吾恋流其騰。

従二吉野一折二取蘿生松柯一遣時。下に子松之末尓蘿生までよ。卷十四 梓相之末尓蘚生まで、よても同しくて。

深き山の古木に生る日影のかずら、和名抄に。蘿ハ日本紀私記女蘿也。和名万豆乃古介と云。一云佐流手加世。云蘿比加介とあり。

額田姫王奉入哥。入しまるハ公へ入の言なるを転て貴人へ物おくることをよめる。それハこハ弓削皇子の松枝を遣されし事のうしろへき事ぞし。

三吉野乃。玉松之枝者。老松のなまハ圓らかなるを。むねとらるべし。九らるに玉きく條をあぐくまらるを臣を玉ぐるとすぐらるぞ新くし。

波思吉香聞。こハ久波志伎を思き香に言なるて、古事記に、貌よき女を久波志賣、今によき馬を細馬といふ類ひと集中に波之家也。思てかを添に計八師といふりしと云る妹、愛しき吾妹などにかくひし也。香ハ歎辞。君之御言乎。

持而加欲波久。君ハ弓削皇子をさしていふべし。さて松にそへての御心言ふなし。即松が枝の枯て通ふてしひちするをいへ。卷十 藤原の廣嗣、櫻花贈娘子とて贈答せしもこのたぐひなるあり。

宮の上に号をあらし、次の條も同。

○但馬皇女 清御原宮の夫人氷上娘の子の生まうせしと紀にみゆ。在二高市皇子ノ宮一時。高市皇子は天武天皇の日嗣ノ皇子をいふ。申すまでもあらん紀に此皇子ハ胸形君徳善女尼子娘子の生まうせしを但馬皇女この宮におりますれバつぐりなるず。思二穂積皇子一ヲ御作哥。此皇子ハ蘇我赤兄大臣ノ女夫人大蕤娘子の生まうせしと紀にみゆ。

秋田之穂向乃所縁。異所縁。稲穂ハ一方へより、なびくをいふ歌よ。君尓因奈名。ハ与利奈の約里奈の約良まで与良なるを。よりなることを奈と下のなハ御の辞。事痛有登母。言いたくいひさわぐまでといふこと、いたくの約伊の約なれハこちたくとハいふ。

卷七 本ハ今くのしきかあり。それにハ所依片縁とあり。

○勅穂積皇子遣二近江ノ志賀山寺一時。天智天皇のたてさせられし崇福寺といふべし。此寺のこと続紀にもみゆ。

但馬ノ皇女ノ御作哥。左右の御意ぞもをそのまゝにしめる遣さるて此寺へやりまいらじ。右のはなれからる信て此寺へやり

〻法師うたのゝハ
んとよめるあらん。

遺居而戀管不有者追及武 此言別記にいふ。紀に仁徳皇后の筒城の宮へおはしし時、夜莽之呂珥伊辭雞苔利夜莽伊辭雞之雞とよめるも見えつ。此日道之阿回尓標結吾勢 山路ゆくにはしくしてハおもひおよびんてつえく、先ゆく人の
まらべの物を結をこすハしつり。此同なまて、縄引わたして標とたてまでたて標とおかるもある。てまよりて見るべし。

○但馬皇女在高市皇子宮時竊接穂積皇子事既形而後御作哥。 えよ此皇子を近江しミへ遣されしとおもひてよおもひれてたくえハ常ざほのすなゝず日嗣皇子の宮におりてうけまひしなるらん。

人事乎繁美許知痛美己母世尓 別記にくわしく、之に通ひおさく
未渡朝川渡 己之世まえ此母ハ上の龍毛与の君之代と君が代をもいふおくれハ乃毛加伊多ワタ多(?) 巻十三 世の中れ、そらのかしあの三つハ言俗のまるく何れのあゝく。らバ吾渡、瘡背のかてそ。渡らのや此おもも七夕に天河をうきまてあるしくて何と渡つを男女の逢つとれ難る多くれバこても、おのずよそいかつるいかをのうをうるに人言よりて中をうとれハりふも

とれつハこみあり〻言てそのゆゑ禁中に宿直て謹つする人と然て云ハすすかゝる仁徳天皇紀よ近習舎人ていふ、おもし。今よりふハ物をきうまれたこの皇子そそゝの傍えまふハ乳母の氏をとりの名例へ此娘子ももろ御乳母がらと父おのつくよさて後世人、舎人を賤き名とをひ。又皇子の御名ハ

法吉中をかなくきまつうそうべし。かれバ歌ハ渡の多く、又事あつりつけて、紛れ 巻四 人あまかれのよりつれて、皇女のなれぬつびしきうるまあひてのそくのまほむちれりバ。すし君がまにくまれ恭そつてくれ、おまるて、とまそめつもやるてよ難ひあるくし。こハやそうふうまうあれど、移上のこころもるべく見えバ二つそまあど。

○舎人皇子。 天武天皇の皇子にて御名ちくおりゐまのせず。
御哥 賜 舎人娘子 ○○○○○ 此詞今ハ失しなはるへし

丈夫哉片戀将為跡嘆友。 ますら猛男の名うておも言ふあ人をまんまのうかし。そひ猫びてなげくとといべし。
鬼乃益卜雄 鬼ハ醜とおと通りせてよしし、此次の志の鬼之四豆手まて下の鬼乃志許草などの鬼も皆えしうらむ。尚

戀二家里。 こりどもゑえどまどくゑへつしくしてて集中よおほく言に尚の字を出しハいつそや。委ハ別記に云。

舎人娘子奉和哥。 皇子の御名の同きも、御乳母ぞもの女うとい人下皆ゑなでの傍へハ伐し人なるべし。此氏の人に多るべくれバし。

歎管丈夫之戀乱許曽 ゑれバこれの下よバとを男ハ似し。
吾髪結乃 ゆひさき髪のをすをゆひゆふとも

乳母の氏で有
るゆゑにまをしたる
でひがごとにて
はあるべし。

之漬而奴禮計禮。ひぢハ埿漬を約むる言にてひぢハ水につきてぬるゝをいふ
り。笠の朱の引紅をぬりたる裳のいとさてしも移してあかくつきて
ぬるくしたる裳なるよしあれどハたゞねゆひたる裳のおのづからぬるゝといふ
さかりたる言ならず多気波奴礼とあるを且奥ひ紐解かぬことを頼みて人に言
らんハ吾紐の結解る
ことを誦のこてふあるらん。

○弓削皇子思紀皇女御作哥。上の穂積皇子とおなじく

芳野河逝瀬之早見須臾毛不通事無有巨勢濃香毛。序之

こハ絶えずあることをときれなく、絶れハ次の序にて前をうけてよむべし。○あり
こせぬかもハあれとしも多しき言を重くいひてあれといふを延ありけるかも乎言ハ 昂之

巻九 梅の花今さかりなり我かこの国に

阿利許世奴加毛てふ多く見ゆ多し。

吾妹兒尓戀乍不有者秋芽之咲而散去流花尓有猿尾。

死なんものをといふを、すぐにせの散るをてて且
そそまらん一度の実もあるまじとやむ也。

加利豆阿良奈の
豆阿を約て刈多
良奈なといふ。多を
多良の良を略。
多を豆に移して
刈豆といふ也類
の豆の辞多し。
皆約め移して
云り。○下の奈ハ
辞のみ。

未の五の句ハよみまける
よみかへりてよむべし
よみて、歌意ハおもひ
りこハ男の女へ
おもひてよめるが
ことしのきてとも
かよひとおへも

暮去者。夕べならば。塩満來奈武住吉乃浅香乃浦尓玉藻苅手名。

事故なきうちに妹を
こがりなでてかすを保つ。

大船之泊流登麻里能絶多日二 序也。船の泊ることをとまるといふことによりや
ゆるをとまりといふなんどを略きてハたゆたふ
とひてゆるを ゆくハゆくの思ひ辞にてゆふと
かよひしるで多 もとへり。また大船の波にゆらくを動くを。
おもふなるを

物念痩奴人能兒故尓。まづくおもひかへれバ
他の児といふべし。

○三方沙彌。伝ハしらず。三方ハ氏、沙弥ハ常人の
名なること上の久米禅師が下に云り。娶園臣生羽之女未

経幾時臥病作哥。

多気婆奴礼。あげつらひてよるをほど髪ハたがふれバぬるくとも垂るもめぐるをらぬ
我ぬれ始めの我奴の結見にて多白るれはやくなるをうべをおもれ
を結れハ手とるるれ多気ばかりと云り奴礼ハ 多香根者長寸。此根ハなどの結言にて
上に漬而奴礼計礼とよめる所にいへり。 よぐとなんがし。

ちらげをとつるん。
今本搔入とあみだりと別しく。
ほかにとなるの心をもちえんずて
よみしん

妹之髪比來不見尒搔入津良武香。はりは あらくのゆりしへりててん ぬかるよいぶ 髪をあげしつるん
うなゐげなりしかの ゆひしきてあるをつくしんべし。さて童ぶりは年ころしく髪をあげて、をとめとあるべき。かき入つるといふ也。寺十六をはたちの寺のそのやしろに其卒塔に
童子ハうなゐなり八髪
上つらんとぞあるなる。

○國臣生羽之女和哥
○○○○○○○
ほ羽今ハ
あらし也。

人皆者。今波長跡。多計登雖言。今ハ髪のたけてあぐべき 君之見
ほどよみかんハいかにかとぞいふ
師髪。亂有等母。君にあらて かしこみまれなかへどもとのつりたつりかき十六の
歌にいせよいねしらぬよふくべし。振りのかみしを肩にかかれりまで
なる童ぶりなくきても此類なるて十五六の頃ほどまで髪を垂て左右へめの童とて其をき
とかよは髪つきもちなめのなみに弁子して頂へ挙揃を髪あげといふもすくなかりし別紀
に云。

巻十五
おしのかくいりを
挙て たちよ敬者為
来女之作とそらにし
女すして妹とりいふハ
はなみは言

○三方ノ沙弥ガ更贈哥
○○○○○○○

橘之陰履路乃 雄略紀にいふ
巻十四
東市之殖木乃木足左
八衢尒。八衢ハ八巷の略にて、街の多き所をいふ。物乎曽念
を植たりしのはなどいひつるまで。八達ならぬのならりしなりのわざ。
妹尒不相而。 思ひふるの筋多きよとを渉りかくらにいれはやむ除が
為外て妹があふべくもそかにしたがひてもあるなるに。

宮の妹ちらりしでは
そなたは名にいふぞ
女のかあらんや。
はこやびとハ こやび
人といふを略ける
なり

後人は歌になふよ
言なるものでも
ある事伝はりくと云
れバ別記に其の
ことをゐす。

○石川ノ郎女ガ贈大伴宿祢田主哥
遊士跡。吾者聞流乎。 此遊士も風流士もみやびと訓ハ東万呂大人のいはる
く今なよさくれもよくあるハよいしきまきすまで行
ぞしいふ。巻十五 諸大夫等集左少弁云云家宴哥とたく、うるはしきのとほき
渡を遊士にあそぶをとんとかかくりしひそまして、乃かれたる右一首云云蓬莱仙媛所作
嚢縵。為風流秀乃才之士矣とあらは遊士風流士あまたハそう集の大まつらち見るもそ
戯男とくそて客人よよめしかれは所存そてもみやびとよむべかりかしれそもの風藻
雅情ちらをいへれ。屋戸不借吾乎還利。於曽能風流士。とがみきこみやびべ人る
情も深くるんをあべこへひとつなりもそしていぶしなりし ハん
をぶきにやべうをぐしとと 戯て云ふこしく○於曽てふ言ハ 巻十 うしろの子 常世べる
行べき物を。鈍ぐらうれ。於曽也是君。其のちょうちへの中れ。愚人之と
ことと含せてく鈍き人ぞといふことを知べし。巻五 山代の石田の杜よ心鈍くもゐしれバ

時よめひごきこれらも因く
くぶきこそとひ〳〵と。

大伴宿祢田主和哥。報贈歌を
遊士尓吾者有家里屋戸不借令還吾曾風流士者有をこ
ゆくりなく女ゐめひごくをもすれどこそ
こそやびる人のもてるこぐなんとそ。

○石川郎女。今女は上同の字あれど。目録にをりとあり。贈大伴宿禰田主哥。
更贈とあれど。右の同答の哥とあるぶと別ざれ人更とのべ〳〵ぶ。是は贈答
別ざれ人更とのべ〳〵ぶ。又今本は宿祢の字なくて中郎とのみ書たり。
月録は女とのべ〳〵ぶ。且左の注にも
中郎と言ハ男子人の淫〻別ぜり。
吾聞之耳尓好似葦若末乃冠辞足痛吾勢和名抄に蹇阿之奈利勤多扶
倍思。このつとめ人紀は自愛の字をつかへ〳〵別〻ぶ。
たぶべ〳〵ハ給ふべ〳〵と。嬉べ〳〵とのべ〳〵ぶ。

右奈まろハ。孝謙
天平元年の紀は
従五位上左衛士
督〳〵人ゆ。て
は郎女の姫く
云るハ定ざるる
とゆふるんもと
大津皇子の妻
ちゆ〳〵ゆ〳〵
うるゆ。二人の齢
九かるべし。

○石川郎女。今本は上の大津皇子宮侍て上の字あれど。此宮に侍りし人集を元年の
郎女なりとも。て上の宮字はそ。ふつゝ。せられ。後人地ゝてあり。紀れハ同〳〵
よかけるゝ。此集の場合の例なるべ。是人の傳注に。贈大伴宿祢
宿奈麻呂哥。
古之一云四言。齢の〻〻〻〻。今女は上オヨ
〳〵の〻ハ〻ゆ〻ハ〻ゆ〻ず。姫尓爲而也紀は老此云於由と。
意余斯遠波と。は老
〳〵とバ〻〻。〻て伝は姫ハ於与奈〻〻刈べ〳〵ゆ〻を伊乎の例とす。ゆ〻ハ於伊乎奈
て言〳〵るんバ。和名抄は姫於与奈老女之称也〳〵ハ。ゆ〻ゆ〻ず。言の乎ハ。
〻〻ゆ〻ゆ〻無ハ與と如此許戀尓將沈如手童兒母のゆさ〻ず日
〳〵〻〻〻〻。○一云。恵子太尓。忍金手武。
多和良波乃如忍金ハ堅敷きとて。
○長皇子既興皇子御哥
丹生乃河式に外は吉野宇陀宇智ちの郡
丹生ハあんど。こハ宇智郡なるべ。瀬者不渡而由久遊久

巻九

人丸呂の妻のうへハ別記にいへるがごとくさゝの考へて、こゝにするハ嫡妻にあらず。

登（ト）。おもふなんのゆゑ〳〵とうちとよ。実をとりて弟とハおもひのまゝ。仍て
○今本遊を遂にあやまりつ。戀（コヒ）痛（タム）吾（ワガ）弟（セ）。訓ハせとせり。せハ親しくよぶ言にあまえ
る言也。紀にも集にも背をせと訓む所多し。乞通來禰（コチカヨヒコネ）。乞ハいでとよむこともあれど。訓
ひとつして古への言のかゝりひゞき人ハまどへり。こゝハ音をとりてこちとよ
言になり。こちハ此道の意也。巻五 越乞（ヲチコチ）。
巻八 乞許世山（コチコセ）なども乞ハかりたる字也。

○柿本朝臣人麻呂従石見國別妻上來時作歌。この歌ハ萬集従まく、おりて上る
なるべし。そハ十一月一日の官令にあふちるんバさるべくとふらん。
九月の末十月の初に立し。仍て此ごろに黄葉の歌をいへる。
石見乃海（イハミノウミ）。紀にあまるのうちを阿布弥陀弥とあれバ、角乃浦廻乎（ツノノウラワヲ）。和名抄に石見国那
賀郡都農乃郷とあるて、この海がをいふべし。○浦回 今もうことれうを思きうむへ。下もおなじ。
八浦のめぐりをいふよ。浦無等（ウラナシト）。浦ハ裏にて潟江といふ。浦なしといふハ設てすゞしく
いふなりハ本の次に深く海に年ふ所を浦といふ。ふかき所を斯く人もそとよりて新入白なれハそこも
実ありて云へし。然るを此國乃海よりも遠そうる人のおりてある人ハ浅ハ他に多りて。角
浦にハ古人。人社見良目（ヒトコソミラメ）。さらうめの意。潟無等（カタナシト）。こゝも設て。いふゝ。小海にハ潟の潟
干のうちにあるべきほひ深入なきをしく実

○今濱田の城乃直ぐ上下府村といふ上府村あり。是古の府也。そのふもとの海これ下の八府よりも京の外にて先いふ。次ハ山道にて越へり。
○今本下の振のトに流とあるハ上の例に違へり。まちかふる也。

をいへり。○一に礒無登（ヒトコソ）人社見良目（ミラメ）能咲八師（ヨシヱヤシ）。假にゆるして縦やといふ也。咲と師ハ助辞。下も同じ。浦者（ウラハ）
ともかくもよし。
無友（ナクトモ）縦畫屋師（ヨシヱヤシ）。潟者無鞆（カタハナクトモ）。よしや浦も潟もなくとも。我ハ愛き妹ありといふ心なるをこゝろえいふべし。次にも多くの句を隔て、
下の依妻し妹といふにて知べし。鯨魚取（イサナトリ）。枕辞。海邊乎指而（ウナビヲサシテ）。指て也。○是より十
○一に礒者とあるハまがへるなるべし。
まて妹がりへを。和多豆乃（ニギタヅノ）。今ハ此名なしといへり。されども國府より屋上までの
なる所の海べにてこのわたりをさしていふなるべし。
ありなるほとの所。荒礒乃上尓（アリソノウヘニ）。あをくさのうへのあかる石の多利
あをし。今濱田よりハ北へかへるまへの所なるべし。
香青在（カアヲナル）。香ハ發言にそ。集中に香黒髪などもいふかおもひをいふにも同し。
○在を今本生とかくハ誤なり。そのことばのふるきをとりて言をつゞめて
あをきるとのよし。玉藻息津藻（タマモオキツモ）。同。あをきを云、玉ハほむる辞。
立ちておもかくし。息ハ借字。瀛也。朝羽振（アサハフル）。一本この羽
ハ来て。明来者浪己曽來依。夕去者風己曽来依とありて浪之共とて。
風社依米（カゼコソヨラメ）。夕羽振浪社來縁（ユフハフルナミコソキヨレ）。玉藻
の風浪につよくゆるをいひて。○羽振ハ風浪のたつを鳥の羽振にたとへ。巻四
鶏者鳴等毋（ヲイタミイタクナクラム）。甚振浪間無。巻十八に吾羽振鶏者鳴等母ならむ類あり。古事記上 神武

巻四 風 ハ類メ 吾為釣

一本玉藻なる妹を
まそ鏡ハ玉ぞ波之伎
金思妹之手本乎
なるハ誤なり。
今本此次より川。或
本コ。靡吾宿之
なるもよく誤し。
因或本コ山毛
越来奴その次コ。
早瀬川吾嬬
乃兄我夏草乃。
思志萎而時
歎角里知見。
霧此山なるハ
まちがへり。

作竹羽挙来人ゝ天日矛が持来し寶ゴ。
振浪比礼振風比礼などいふこと
共の事ゝ今あり。
みゝ
なるを主人ハもゝ
式類下
コ。

浪之共。浪のうへにうかべて。 巻十一 君我牟多。
由可麻之毛能乎。
彼縁此依玉藻成。或ハ寄子如。依宿之妹乎。
露霜乃。冠辞置而之來者。此道乃。こんゝ
陸奥のこと。八十隈毎萬段
顧為騰。弥遠尓里者放奴。孟高尓。山毛越來奴。
如列を悲む情。夏
草之念之奈要而。夏草ハ志怒布良武妹之門。将見靡此山。古々おて如
の張の情。旅ゝかくこそあれ。あの切なる付ハ。
まことのアこと。
ぬさて 巻三 麻ゲし。人ハ衛ど。こゝろ
之山ゝ。ハ。ゝ
味ゴ。

巻五 悪木山。こだちとぐ。あまりハ。
八今をとゝ。
反哥。
反ようた
段ようて。

さやぐこゝろさ
ぐハかゝ。

石見乃也。この也ハ与ヨ通ヘり。上ヨ巻毛与。 高角山之木際従文。或本ハ。
吾者毛也。
隠て妹見つ。我振袖乎。妹見都良武香。人まろ乃。よもて顧ゝて振ゝを。
ゝんゝ。
石見ヶ有。
小竹之葉者。三山毛清尓。
篠の。乱ハ驚之友ハ借字。
寛利奈雛。
寛立て山の名。小
さやぐ。
吾者妹思別來礼婆。
ゝ。
角鄣経。冠辞石見之海乃言佐敵久。冠辞辛乃埼有。伊久里尓曽。
紀ヨ。
由羅。
奥津伊久里。
ゝ。

国立公文書館
National Archives of Japan

此清ハ四ちうらあるをいふ。

深海松生流。宮内式の諸国の貢ニ深海松と書れの二つを涼みる海底に生るをいふ。荒磯尓曽。玉藻者生流玉
藻成靡寐之兒乎。深海松乃深目手思騰左宿夜者幾毛不有。延
都多乃辞別之來者 あひ初し妹とハいくばくもあらで別れきつるハこゝ八国にてあるべし。肝向辞
心手痛念乍顧為騰。大舟之辞渡乃山之。府より東北今道八里の所に有。左をもち妹が振袖のやゝずく
云よかる。黄葉乃散之亂尓。反哥秋山尓落黄葉しばしはなちりまがひそといふ下に同じ。まがふてふ言を乱とかける也。妹袖清
尓毛不見。嬬隠有辞屋上乃山乃。渡山と同じ所のつゞきにて、ひとつ山をまた石見府の近き山なれば、さて府をさして
此山をつまごもる所とおもひてよめるなり。自雲間渡相月乃。妹があたりの山の隠れを惜さを月の雲隠るに譬ふ。雖惜隠比來
者天傳辞入日刺奴礼。夕べになりぬといふなり。丈夫跡念有吾毛敷妙乃
冠辞。こハ夜のものをいふ辞そ。衣袖者通而沾奴。巻十九に。潜哥とて吾妹子が形見がてらと。紅の八しほ
即ちかくしそのしほをいふ。に染ておこせたるころもすそも通りてぬれぬといへるハ下にかさねたるをいふ。
紅衣と云もかれハ上よりも下のかさねまでとほりてぬれしといへり。今ハ上にかさねて下の
袖までぬるゝばかりしほりてしく 巻十一 吾袖ハ多毛登寺保里てぬれぬとも
恋忘貝とらずハゆかじといへるハ袖より臂のもとまでぬれしをいひて今
とくハいへるなり。

反哥

青駒之。白馬アガキヲハヤミるハ足してまたかく足掻子速。雲居曽。此言をかくきこゆ。まちかくあゆむをいふ。雲居曽はるかに来しといふ也。妹之
當乎過而來計類。或本妹之當者隠来計留。これはまさりたり。巻四 あきるの
あづきこゝかくハ雲かくすも隠往ぞ。袖ふりけむ哉。

秋山尓。秋の末或ハ冬の初なるべし。落黄葉須臾者勿散亂曽妹之當將見

△或本哥

石見之海津乃浦乎無美浦無跡。こハ津能乃浦曲乎の能と曲を落し無美ハなきにかぎ

氏初句海とそも
誤リ。

拾遺所載の歌は
京を人まろ〜て
のち〜ハ物しき
ひぐら〜ハ人まろ
の名れ調ハ他まま
ぐ〜のもきと云
で名ぐらるん氏
端句を人まろ〜
ハ。

挽哥の字ハ借て
ちの〜ふ字を泥
るるん。の記る。

少そこ〜よ入る之ハ外ハ〜誤者ハ。ふ〜ハ右のちよ河一つ。
△反今
石見之海打歌。山乃木際従こ。下ハちよ月し。け寺歌ハ假字ちて。次よ角ら津乃う〜の
字ハ〜ら上の反今ちく紀べ。今なよ〜つのみ〜刈一ハ人ろ〜之

○柿本朝臣人麻呂妻依羅娘子与人麻呂相別時作哥。こハ右の假
石見へ乃ぬ。京よ京〜ら妻の〜めるこ〜。かのかりよ上ぬこの味ぶ〜ある京
ろん〜と〜ち〜あ〜べ〜ん〜ど〜ら〜ひて八おの作ちよ。あ〜ちあ。別紀の人まろ人妻の
よ上て又

勿念跡君者雖言相時何時跡知而加吾不戀有年。

挽哥 ら〜れを京よ載て京〜を活び〜こ〜そ。こハ時代
ち〜ハ〜ら京を推集り老なるを紀。

後嵯峨本宮御宇天皇代。

○有間皇子自傷結松枝御作哥。紀ハ孝徳阿倍倉梯麻呂女小足媛生有馬皇
子と〜ゆ。て齊明天皇四年十月天皇紀
伊の牟漏の湯へ幸あり〜ぬ時代皇子ま〜き〜ら〜ハ〜ぬ紀伊へり〜ら〜ら國の皇代
の度〜て帝食まる時。ぬ〜ぬを活びて吾この度まくあ〜ぬ又ぬ〜ら〜ん〜ら京ら〜ら〜

孝宗天皇紀。新
撰ぬ〜ら〜ら〜ら〜ら。
該你播伊比左
倍母理。こ〜ら〜ま
ケハ九敬ケ。。摂
魂条式上。級弓
一合。ニニ。即盛
蘭筍。

清ら〜ぬ〜ら〜ら〜ら日。蘇代
ら〜ぬ〜ら〜ら〜ら〜ら〜ら〜ら〜ら〜。

磐白乃。既ハマ二ツガエヲ濱払之枝乎。引結直幸有者。幸くて上
ら〜ら〜ん〜や〜おぬ
ら〜ら〜ん〜や〜悲〜き。

家有者。笥ニ盛飯乎。笥ハ和名抄ハ竹ケ井と訓ついと京の俗笥公蘭
草枕。旅ニシアレバ。草枕辞
旅ニシアレバ。椎之葉ニ盛。今ハ椎の葉を打ち敷て張飯を盛とわ〜ぬく。旅の
行方ハ椎ハ葉のこ〜ら〜ら〜ら〜ら〜ら〜ら〜ら

磐代乃岸之松枝。将結。人者反而。皇子の御魂 復将見鴨。

磐代乃野中尓立有。結松。情毛不解。結。 古所念。

山上臣憶良追和作哥

勢の山てこそ載ふたつ。

鳥翔成。羽ものとつ。成ハ如。今本そら 有我欲比管見良目

とり州ハそらてとぶ言ハなり。

杼毎。皇子のみこの死ハ天ばけりて足もつゝめど之紀ハ履 有加。人社不

之聲呼於大虛曰。鳥往来羽田之汝妹。羽捷丹葉立往。

知。松者知良武。又悲しくかりぬ古へ人の

かくこそあんなるべくおもへ。

今なてこそ泣あれど。ものくいまゝ

年辛丑辛紀伊國時云云とて

唱へ侯ハ

〇天皇聖躬不豫之時皇后 天皇三年の九月より天帝の病おこりまして十二月より常ぬこと押て換ゑ入給。

皇后ハ天皇の御妻兄古人大兄皇子の御女にて倭姫王〻〻〻〻〻〻天皇の十年に后に立給。

天原振放見者。大王乃。御寿者長久。天足有。紀ハ推古大きみの段

ます。天の八十蔭へで

くすみ空をてれハ方代よりくーもがも。〻〻て〻ものどむ〻とそ〻よ天を御室〻〻〻〻

天つ御孫命よりてゝバ御命も長へに天足しらん。今御病ことるるあ〻ビと天を振て変

今年

へてゝ一書曰として右のめき歌ゆきて。帰左の御方を云ハ其一書ハ右の御方を云たの

御病も乱て外へゆきしものゝ

天皇崩時。大后御作哥。 今考てこそ

青旗乃。白旗 小旗能上乎。今なハ小を赤ゝ語を立て

うゝ舌を

の小陰尓の 賀欲布跡羽。目尓者雖視。直尓不相香裳。大殯宮ゝ立ら旗

ゝ。

或ハ常陸風土記ゝ葬ゝ五色の旗と云ゝ〻〻〻〻ゝ列れ

ゝ。ゝ〻ゝ〻ゝ〻

衣とも白布と用ひたる旗を掲げよ
ゝるゝめるゝと
つぎそてゝともんや
今の世旗を集解
者ともをゝくぬ
ハ必白きゝゝゝ
ゝもハ逆をの業や
用主紀の陰旗とま
ぐゝ

白布を用ひたるあり。巻三 抗多ゝ大殿矣振放見者。白細布。餝奉而月刺。宮舎人者。雙穂。麻衣服者。まゝ氏毛ゝも。皇子之御門手。神宮ホ。裝束奉而。云云。かくて喪葬令の錫紵ハ細布なんハ大殯のゝゝひも白布ゝゝゝて。喪葬令の文奠臣旗二百竿ゝゝゝゝこてのまゝ旗ゝゝゝ皇后紀ゝ降人素幡を立てゝゝゝゝ死ゝてゝゝゝ。且成務天皇紀。神功皇后紀ゝ降人素幡を立てゝゝゝゝ。

ハこんゝもゝゝ。○まゝ旗の忍坂乃山てゝ白ゝ白旗ゝゝゝ冠辞再考ゝゝゝゝ

今本ゝゝ天皇崩御之時。倭太后御作哥ゝゝゝゝ所乱れてゝゝ旗ゝゝ。
かの書ゝ近江天皇聖発不豫御病急時。太后奉献御哥ゝゝ。
ゝゝの崩御之時ゝゝ。
そあれゝゝての崩のゝゝ御ハ。
ゝれハゝゝ。
大后の御ゝゝ。大后ゝゝゝ上ゝ出べき人ゝゝゝ。

人者緩念息登母。玉蘰冠辞。冠辞ゝゝハ無ゝ。
影尓所見乍。不所忘鴨

婦人作哥。今本ゝハ婦の上ゝ天皇崩時の四字あれど。倭ゝ後ゝ陳きゝ。又婦人ゝゝもおぼゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

万葉の荒城と云荒ハ假の宮城墓の類をいふ。荒れハあゝ良の良を野きゝゝの約ぎゝゝと同云ゝゝを古へゝゝゝゝ。

を仙元ゝゝゝの孫
ごゝゝゝゝ。

空蟬師。顕の身ゝ師ハ志毛ゝひ入る。神尓不勝者。離居而。天つ神となりて、
詠ゝゝを。毛を暑ゝゝ。上ゝゝゝゝハゝゝ。
ゝゝゝゝゝ月乃ゝゝゝひ。朝嘆君。下の昨夜夢ゝゝゝゝゝ。放居而吾
ゝゝゝゝなるハゝ。離ゝゝ。ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

今も喪に人の死て三日のことをすこと三日のあゝりなりとの事も我代下よりそを今も足よ

この行よ沖・船のつゝ何・その縄ゆ人くて永く留めすんものをと・題て・その船

つゝとゝとゝ・悔する・古事記よ・天岩戸・布力玉命・以尻久米縄控度其御後方白言・後

此以内不得還入て小を

ちひてゝゝちゝ

八隅知之吾期大王乃 我等を和斯とよ 大御船待可恋 戀

四賀乃辛崎 一ハ・これ・大宮人の船まちかねつゝ・柿本の人まろ乃よみ

ぶべる人ゝもおぼゝ

ずなのゝ仰ゝ

大后御作哥 もより八津新羅の役にて後の

ゝゝよ・又天よ大后の御ゝをあゝ

鯨魚取 冠辞 淡海乃海乎 奥放而 放ハ遠ゝ 榜來船 言 遥附而 言 木方

來船 言 奥津加伊 おゝ船の櫂之古へハかいとかゝを一つあゝ・せう・其中よ・真楫繁 賀ゝ

因物ゝる楫あり・さて船尾よ・を・ゝ・度 外

世かゝゝと云ハ・ゝ

痛勿波祢曽 かいハ・波をすき 遥津加伊

の左右ゝ・ゝて・かゝ

くゝ・ゝ・真ゝ・ふ・楫ゝ

今の櫂ゝ・ふ物

ハ古ハ・ゝ・かゝて・船

尾ゝ掛ゝ・梶ゝ云ハ

古ゝハ・ゝ・ぎゝ・ゝ云

ゝ・因記よ倭建

命の吾足不得 歩成當藝斯

形ゝの・ゝ・ひ

ゝ・和名抄よ・艇

ゝ多伊之ゝ・今

ゝ・ひゝて・船尾

よ・ゝて・ゝ・船木の

柄曲ゝ・ゝ・ゝ

ゝ・ゝ・ゝ・ひ

ゝ・ゝ

行をゝ 痛莫波祢曽 若草乃 冠辞 嬬之念鳥立 言をゝりてゝ

ゝ・ゝ・ゝ・

三奉記ニ名天子冢曰長山漢書故通名山陵。
○喪葬ノ義解ニ帝三皆墓和山如陵故謂之山陵。

八隅知之和期大王之恐也御陵奉仕流皇御の古へハ天八皇の山陵をも通ふ辞御墓といひつらんてよ御陵くハ也ーうぐみてきて別てハ白調のなるねぶみかと別へきのもの

さて墓をくかくいふも古へよりの言とそして 巻十三 おくく者ハ山言ニ思墓ト借武蔵國ニ荒墓々和名抄ニ武蔵ノ国ニ墓ハ習度ニて冢墓ハ古へよりの山科乃鏡山介山ハ同名の山あり。夜者毛

夜之盡ハ畫者母四日之盡。 巻十三 岡本天皇御製ニ畫波日乃久流留麻豆夜者夜之暁流寸食と

ふ後てよみぬこハ古言ニて古言ニふ古言の哭耳呼四泣乍在而哉ハ百

まくに有る こ集中ニ多く侍し。

磯城乃宮辞大宮人者去別南葬まりて一周の日ハ近習の臣ーう舎人まうで

の御墓づくりに舎人

のまうでそ。

明日香清御原宮御宇天皇代

○十市皇女 上ニ云フ。○七年四月七日宮中ニて薨ル。四十五日ニ至ル。葬時高市

帝御て殯ノ所ニ葬。天皇臨て哀ニ悲ル。

皇子尊 此時ハ太子ニ坐ス。後ニ追ヒ尊ヒ奉リ。御作哥。

三諸之 初句ニ云フ。○三諸ハ皆四言ニ下ニ結ヲ

神之神須疑 神杉ハ

神山之 三諸ハ神山ニ。神杉ハ

巳色乃英可物見哉 巳ハ

不寐夜叙多

○本無ニ。ハむちーとふ言ニ。毛色の約ハ毛ニ色を年ニ約ニいつる。

の神杉ニ。紅ハ二つ。ものと結ぶ

ミちやまーいーハおぼつる。

山邊真蘰木

綿 木綿の ハ穀の皮ニ。考ハ冠辞考ニ。

短木綿 ふーふんぐりぬをかめて。まそ。いつ。

きの短きもとを短きと設て。とり所の短きの

ふ。後ニ短きの節乃ふ。

如此耳故介長等思伎

大祓祝詞ニ菅ノ根ノ ちーい菅を八針ニ刺

ばく。

神名備能三諸之山丹隠藏杉と

のいとよ。

そそりたれあるときにはこれ
ものをなげきそめしより。
山振之立儀足 山ぶきの花ハこれをやうん愛しまんばさ山清水
酌尓雖行 集中妹を伝ふまでとよめり。振を古ハふきとよめり。
今も山吹の如く咲くを言とつげのこの。道之白鳴 萃中山き
ゆゆしんたしまれねばうひうしとなげくこひすぐ恋きん。
○天皇崩之時 朱雀天皇九月九日。 大后 長女持統天皇と申。 御作哥。
八隅知之我大王之暮去者召賜良之 召ハめしうせて人ものを良
常ならしよ明来者向賜良志 ハ利を通ひて。
辞まうす。明来者向賜良志 向給カミヲカ 神岳乃 恋るの歌南備山ニ
黄葉乎今日毛鴨 今もおりしこ向給麻思明日毛鴨召賜萬旨
其山乎 今ハ大后の御一獨の。 振放見尓暮去者綾哀 綾文の如くたゞさまを
入らてなげく辞。

八面をやすめるこ
ろをもつハ 長谷山 まる
あり。

明来者裏佐備晩 別記 荒妙乃 兼布ハ無人の服なれば只冠辞にいふ
ものを。今集解に大内喪ニハ細布を用ると。
布勢大内衣とてあり。 衣之袖者乾時文
無。

△一書曰天皇崩之時太上天皇御製哥二首 また上ハ持統天皇の諡なり。
八月。市位を大武天皇ゆづりまうしたまひて後ハ太上と申せ。今
天武天皇ゆづりまうしたまひて後ハ太上と申せ。今
燃火物取而裏而福路庭 ハ知日二字なる
者入澄 清ハ白くすきもの。 不言八面知日 今本智ト
男雲 こハ借字にて無もの。 時当侵小角 ガラ火の。火を袋に包こと。
向南山陣雲之 月雲之 星離去月毛 今年
離而 后と臣をおきて。月星をこれてゆくを。

有馬皇子の歌の次、おいて後の追加を載せしなり。中くに国天皇の大津宮にうせ給ひし年月の前後をもしらぬ人なるべし。

△天皇崩之後八年九月九日奉為御斎會之夜夢裏唱賜御哥

此次ぎ藤原宮御宇の標なり。国天皇崩ましし八年の次を載せるなり。

▲明日香能清御原乃宮尓天下所知食之八隅知之吾大王高照日之皇子何方尓所念食可神風乃伊勢能國者奥津藻毛靡足波尓塩氣能味香乎礼流國尓侍宿為尓伊波比拝奈礼

▲此作齋會の夕は、後に於て二年二月の詔よりは、自今以後、毎国取国忌日、要須斎也とあり。

▲明日香能清御原乃宮尓天下所知食之八隅知之吾大王高照日之皇子何方尓所念食可神風乃伊勢能國者奥津藻毛靡足波尓塩氣能味香乎礼流國尓侍宿為尓伊波比拝奈礼

藤原宮御宇天皇代

○大津皇子夢之後大来皇女從伊勢齋宮上京之時御作哥朱雀元年十一月

神風之辞伊勢能國尓母有益乎奈何可来計武君毛不有尓

欲見吾為君毛不有尓奈何可来計武馬疲尓

○移葬大津皇子屍於葛城二上山之時

立て、ゆくもまぐはぬ心

下の句とももとなる

宇都曽見乃人尓有吾哉顕の身として

大来皇女哀傷御作哥

從明日者二上山乎弟

世登吾将見今ハてゝまて生まれすして言はまくもゆゝしき山を見すて上山も味まくもあやに恐きかもと敷きかもと巻八詠山歌なりけるかも味山わけとへ三輪山の二のるもあれハよもんとも少をや今ハ国変とかもん○古ハ男女の兄弟をいもせといひしも今なの列よりも死れどもなほ山を芳くしてなほ我とんしとうみの海ハ死なんとしてなほ我とんしとうみの海ハ死なんとしてなほ我とんしとうみの海ハ死なんと

いまの〜〜〜

ハうゝれて
悲し。

反哥

久堅乃天見如久仰見之皇子乃御門之荒巻情毛

郡橘の

島宮の御門之ゝそ次の舎人等ガ家ゝ

殯の所人百呂の御門の人ゝをみゝをもへゝ人百呂帰舎人ゝそ

門とする

しゝゝ。

茜刺日者雖照有烏玉之夜渡月之隠良久惜毛

天武天皇崩まして三年ゝ武みこ

いとゝ多くの御子ゝ大后八御位

まわまゝゝ。

の皇子ゝ其の御子ゝ月ハ照ゝ日ハ照ゝ雖ども上の日ハ照ゝ月の隠るゝを

くゝと惜むゝ言のゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

代表の言今もい
う

往。悲き後ろよ[illegible]

御立為之島子母家跡。住鳥毛荒備勿行。[illegible]

ら[illegible]年の[illegible]月までも。かて年替左右。

御立為之島之荒磯子。[illegible]の形[illegible]れをつくべし。今見者。

不生有之草生尓來鴨。[illegible]に歎きつべし。巻十四 故大[illegible]の[illegible]を。

[illegible]

鳥垣立。[illegible]飼之雁乃兒。字も訓も[illegible]実は[illegible]

[illegible]

栖立去者。巣を立て[illegible]檀岡尓。飛反來年。[illegible]

いと悲しきかな。
[illegible]

[illegible]

[illegible]

一日者千遍参入之東乃大寸御門乎今者一度のみ詣でんずハ假宅之
假宅ハ下に辞を為るなり。
入不勝鴨。君まゐりもハ為の宮乃寺門ハ困て外
ゆくこのすら方なくなりぬる。
所由無。殿佐太乃岡邊介反居者。かゝるとハ為てゆくて分番交替して
かゝるとハ下に為ゆくなり。
島御橋介。橋ハたかすハ舞無。ゆくこのことハ又舎人ハ御門と御殿
に誰加住。誰ゆくべくなり。かゝるき
所に人ゆくべきに侍ゆくべき御殿の下をハ誰人の
立てゆくんやと。ゆくこのことにあり。ゆくこのことを歌く心なり。
天霧。今な且霧ゆくハ為ゆくなり。ゆくこのことを霧と日のゆくなり
と霧ゆくれるもの。仍てあらゆくつ日之入去者。者ゆくば御立為
之。仍て依て為を加。島介下居而嘆鶴鴨。日者ゆくハ宮の外方の他為乃ほゆくの
舎へとかゝれよゆくあり。
且日照。島乃御門介贄恨人音毛不為者。ゆくもぎゆくゆくゆく御門の内
に人ゆくのせれば為れてハ
こハいかゝとおぼつかなく多くゆくすべて。真浦悲毛。真へまゐゆく。
ゆくゆくゆくゆくゆく。浦ハ心。

真木柱。冠辞太心者。有之香椅。此吾心。鎮目金津毛。ゆくゆくゆくゆくゆく丈夫
ゆくゆくゆくゆくゆく。吾もゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
毛許呂裳遠。古へ常物ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
冬々取設而。ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
片設とゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
とゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
幸之宇陀乃大野者。上の毛ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
所念武鴨。ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
八多籠良我。ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
面へハゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
夜晝登不云。行路乎。吾者皆悉宮道

或人は是を上の句の
ものこゝの性り
しハかくゝまつさ
ぐゝとゝゝゝらひ
しハ孝りなり。

叙爲。賤き里人ゞゞ通ひ路を吾手ゞ宮づくり
通ふ人ハ通ひなれ通ふ人ハ通ひなれ
朝日照。佐太乃岡邊。鳴鳥之。之の下に如
のこのハを嘆てするを此歌に
ゝゝゝゝハ上に反居者ゝゝゝ
月ゝゝ今年乃四月まで。一用の名手陵づくもんハ幸ゞゝゝ
るれハ。ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ーまをつゝゝゝゝゝゝゝ
ゝハゝゝゝゝゝゝゝゝ

右二ゝ今譯て考ふ

夜鳴變布。舍人等の
かゝゝぐ衣
此年巳呂辛。去年の四

○葬河島皇子。朱鳥五年九月薨。天智天皇の皇子。
て出の真弓岡に近き所ゝゝを
をち所と刈ゝゝハ反ゝ
の皇
女。哥。此歌ハ古本まゝ今の左に或本を引くゝゝゝハ
1ハ柿本朝臣人麻呂獻泊瀬部皇女。忍坂部皇子哥。ゝゝ
悲しもゝゝゝ
此皇女の弟兄忍坂部皇子。

柿本朝臣人麻呂獻泊瀬部皇女。天武天皇
天皇

於越智野之時。武野公式云。市邊
越智嶺上陵と

次の方に考ふ。
ふむ人ゝゝ。

嬬ハ字ゝゝゝ
ゝゝ上ハ。

忍坂部皇子の五字ハ次の明日香乃河の上瀬に入れ。
飛鳥。明日香乃河之上瀬。生玉藻者。下瀬。淀觸經玉藻成。
彼依此依。靡相之。此ゝ上ゝも。○ゝびきあれ
附。冠辭。柔膚尚乎。ゝハさゝゝゝゝゝゝゝゝ
又摘ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
力。冠辭。於身副不寐者。夫君の無ゝ
皇女の帝
荒良無。古へハ旅ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

今てと公もおもふ
とゝ二百八四ふ
さてりきぞーの一
百八五ふ〜おぼ

紀ふ 舒明 蘇我氏、諸蔭芽悉集 万島大臣造墓 而次千墓所 喪 摩理勢臣壞墓所之庐 云云式 かも紀ふ

因て市郡大内陵を
りへ内八借字ふ天大
市て所ふて小
市ふ野ふ名ふ市
を畧きて ふ
こと。て市十市と古
書こふ。けちぐ
とふ〜〜み〜 教
ふ。

こゝふ。仍て今てきやーてふを玉垂乃辞越乃大野之 越を乎ゑ〜 川八次の或 真玉越 巻五ふ

てふの二つふ〜〜〜〜〜〜。

越を兼而 巻十三 ふ直玉付彼此兼手ぐゐん 且露介玉藻者涅打 玉藻は玉裳ふ

バふばかふ。ふきふ次の文ふれふふ
涅打の打八借字ふて。涅
漬てふ言ふ。列記ふ。

夕霧介衣者沾而草枕 辞 旅宿鴨為留不相君故 ふふわてふふ。きふるどの人ふ〜ふ

ぐ〜ふ。つの助辞と涅てふ。○古へハ新喪ふ墓屋を作て一周の
ふ人ふ〜ふ。あどもふく行てやどり或ふふ在人ふ〜

反哥

敷妙乃辞袖易之君 手枕交す

或云乎紀 玉垂之辞 越野過去 野介過奴

さて紀ふ天ふ小市岡ノ上陵。ま〜天武幸越智式ふ越智嵐上陵 高市郡 ふぐあふ所 奏

の天皇の御陵ふふ。小市ふ。ふ。ふ。

[illegible]

生有貌花乃[illegible]絶者生流人の[illegible]打橋生[illegible]

平鳥礼留[illegible]川藻毛叙干

者波由流一段[illegible]何然毛言へかれ[illegible]

吾王乃皇女を後立者[illegible]玉藻之如許呂卧者君之[illegible]

[illegible]川藻之如久靡相之[illegible]宜君之[illegible]

[illegible]朝宮乎忘賜哉夕宮乎背賜哉[illegible]

[illegible]宇都曽臣跡念之時[illegible]

[illegible]春部者[illegible]花折挿頭秋立者[illegible]

又去ハ去の得[illegible]黄葉挿頭[illegible]敷妙之[illegible]袖推[illegible]

婦の[illegible]鏡成雖見不猒三五月之益目頻染所念之[illegible]

[illegible]君與時々幸而[illegible]遊賜之御食向[illegible]

木瓶之宮乎[illegible]常宮跡定賜味澤相目辞毛絶奴[illegible]

[illegible]所已乎之毛[illegible]

[illegible]宿兄鳥之[illegible]片恋為[illegible]

来為君之[illegible]夏草乃[illegible]念之萎而[illegible]夕星之[illegible]彼徃

此去[illegible]大船[illegible]猶豫不定見者[illegible]遣悶流[illegible]

情毛不在[illegible]其故鳥便知之也[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

音耳毋名耳毛不絶音と云ハ同じ事なれども音とハ文字

天地之弥遠長久思将徑御名尓懸世流明日香河及萬代早布屋師別記吾王乃皇女形見何と云

此焉ここハ明日香と云焉を引て引列てこゝをバのバと書くとんでの〇初のをハ日香川そおこてゝらよかゝくんつゝけんのてゝらん。よて古人后皇女の御名おりそなをハ御名代して氏をおくことをくしてけるハうみゝの末の言どもとそこるなりかくひちかゝとけいれるこ。

友哥

明日香川四栽良美渡之塞益者進留水毋能杼尓賀有萬思

[illegible]

明日香川明日谷将見菁念香毛

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○神伝扶跡ハ神進とあるべきを誤れる歟
なせるべきを誤れる
ようふさま。

ようぐがもイハマクモ八歎辞。言久母。こそぐようけて綾介畏伎既いて。明日香乃。四マガミノ言真神之
原介。をりり下七日ハ天武天皇の御陵のもを先ゝて。こそこゝハ明日香のまゝ神の系
ゝゝゝゝを。紀ニハ大内陵ゝゝゝハ今明日香
桧隈ハできてゝあり。大内ハこの神社の小名
ゝゝゝれハ。ゝゝ同ゝをゝて。遠ゝゝあり。久堅能天津御門乎懼母定
賜而。をゝ右ハ天孫石門宇開神佐扶跡盤石隠座ハ隅知之吾大王乃。
上上座ゝゝもこの今ゝ。
所聞見為。をゝゝハゝ御代をゝゝ。守のもをツ背友乃國之。天法國とゝ。
立ゝてゝゝ。○見ゝとゝゝゝ。大和ゝゝ。
多くの山れ背面ゝれゝ。真木立既出。不破山越而。ゝ法國不破郡のゝ
背面の言のゝ。ゝ一ゝ。
ゝん。をハ天皇。初め吉野とゝまゝて。伊勢の桑名ゝおゝゝまゝ。ゝを。ゝゝ。ゝ
のゝゝゝゝゝて。ゝゝゝゝ。ゝ野上の行宮へ。ゝの。ゝゝ。ゝゝ。
狛剱冠辞。和射見我原乃。もゝ不破郡ゝ。行宮介。安母理座而。和歌ゝ高市
て。近江の歌をゝゝ。天皇ハ野上の行宮ゝおりゝゝゝゝゝゝゝ。
ゝて。ゝ軍の故をゝゝゝゝゝゝゝ

大角小角と軍士もちゐる。紀にも儀式うるはしき。和名抄に大角波良乃布江小角久太布江と云。軍ぶえと云ら也。小角とも云べし。大角とも云べし。又虎ぶえ小角と似たるべし。

らのすオホミ紀に見ゆ。大御身ニ所帯市タチ太刀取帯之オホ大御手ニ弓取持之御

軍士イクサヲ手ニ右ヨリ安騰モヒ毛比賜ヒ卒ヒキ集ヤ。雄ヲ誓ノヘル齊流鼓

之音オトハ貞観の儀式に試鼓吹司てふ條あり。紀に天武鼓吹を調練せしめらるゝ事

雷イカヅチ之聲コエ登トキ聞ニ麻デ低ヒ吹キナセル響流ヒビキ。鳴を赤ヒ笛フエノ音オトハ。八言を

次に集中にあり。笛乃音波ハ言も一な

ようる。今なほ小角乃音母しるし母の辞。前段の辞の如く返。或人小角をもて

且大角をおきて小角のみをもちゐるは如何。

元し刑一父角を知ずしてあるなるべし。

一なるが如くハ笛ハ生てよわしうして用ゐられ刑そうん。

大角ハ生てつよ。

敵見有トラカホユル虎可叫ホユル吼ト盒敵ニ向ひ

るハいかゝあるべし。さて古人三のゝハ中食國ニ諸人之ヒトノ協流ヒビキ麻デ低

ちゝくゝ中ゝ人ハ虎ぶのゝ中ハ下よりて。

介ニ一本に国惑麻低キニドフニデ。

ちゝ成すゝ。ゝ八ゝ年ゝ紀ゝ中ゝ

指サ挙ゲタル有ハタ幡ノ之ナビキ靡者スヒコ冬木

嶽モリ既出ハル春野ノヤク焼ヒ火ノ乃。今本に春サリ来キ者。野ノ毎ゴトニ著キテ而有ル火ノ之ゝ。この著て

ゝ中ゝ言。人まちのゝ中ゝ

をつのゝ中ゝ

ハゝ中ゝ

和名抄に飄豆無之加文遊面飄巻世高樹ヲ

一本カゼノ風之ナビケルゴトク共靡如久。春ハ畠てゝ野ゝを焼て今ゝ自ゝ。火ヨリ取持流

を反。

弓波ユハズノ受サヅケ乃驟ハヤキ三雪落フル。三ハ真フユノ。冬ハ林ハヤシ乃林ハヤシ介ニ。一本に布乃林ゝ。布由の飄ツムジ

上下ゝ

可毛カモ。冬ハ枯の林の梢さゝぶ。

夜都ヤツ武ブ自和氣イ神社ゝもあり。伊ニキ巻ワカル渡ト芽ハ伊ハ姿言。念麻低オモフニデ見ミノ之シ恐ク。今なほ敵ノ之恐ク。

を張ハリ。ゝ。ゝ。ゝ

紀ニ云天皇野上の行宮ニおはします和名抄ニ云ふ五畿内ニ畿ハ天皇所住の国なり天神地祇朕を扶ばせ給へと云ふ言霊なり神ハ即天の横河ニ到の石墨ニ天ヲ祈ル即兵のひてとたさぎをなるとるびまくれらの射ねをてくこと人を待ゝ

ハとは書きつとハ天武天皇ハ朱雀ニ九月為のひて伊勢ニ行日亜

不奉仕ハ敵方ニ。立向之毛。露霜之消者消倍久。命をすてゝむかふ。

去鳥乃。群鳥をのおのれ為ら相競端ニ。と競ひ進むがめくと云。相競ハ理りなる

の名ニ度の奇なるなり。○一本ニ朝霜之消者消言ニ。打蟬等。安良蘇布波

之ニ。ニとして。ももさるなるが中ニゆくるものあるをてるのゆら

るるハ今渡會乃。齋宮從神風ニ。伊吹惑之。風ハ天つゝ初の神乃御息ニ

の方ニ。ケ年をこゝに初めて伊吹惑とと云ふ。天雲乎。日之目毛不令見常闇ニ。

くゝまてゝひつ。冠辞考ニ委し。

霊復賜而定之。武御軍乃付。非のみをるまてゝあまと紀ニ云ふ

人のゝれバ。ものゝ水穂之國乎。神隨。ものゝ下ニ白ハ大敷座而八隅知

又天皇の御事ニ。

之。吾大王之天下。申賜者。天皇の御座天下の大政を吉野申しのへバとのゝ

く畧萬代。然之毛。将有登。一云如是毛安良無芽。○万代ニ為ハ是大政と申

治めてなりまとゝ。

紀ニ云ふ大政を

みをとゝ。木綿花乃。

木御持何都良結垂ニハ

波祢蘭。今為妹之と云ふ

栄時ニ。

大王。皇子之御門乎。一云刺竹皇子御門

神宮ニ。

大王。皇子之御門乎。一云刺竹皇子御門

神宮ニ。

神宮ニ。

白細布。飾奉而。

朝ニハ宮て使ダニハ宮て使遣之。

舎人之子等者と云ふ。

御門之人毛。

御門ニ。

御門之原ニ。

野原ニ。

波比伏管。鳥玉能。冠辞

暮ニ至者。大殿乎。振放見

和名抄ニ云大政を

紀ニ云ふ三年ニ薨ずひ

月ニ為ニ葬ずて大

政ニ為ニ。

ニハ右の御軍

の時ニ

ハ天武天皇の

御代の名ニ

大政ニ

なれどもこゝ

ニ云ふなり。

巻三 伯瀬女歌 木綿花。三吉野瀬乃水沫開来受度。

巻三 真木御持何都良結垂ニハ波祢蘭。今為妹之と云ふ

巻四 皇子の殯宮のうを。

巻三 遣使上の用

巻十四 みこの御門乃五月蠅之子。

巻十四 白妙乃麻衣著。喪の衣

巻三 皇子の殯宮のうを。

巻三 遣使上の用

巻十四 みこの御門乃五月蠅之子。

巻十四 白妙乃麻衣著。喪の衣

巻三 皇子の殯宮のうを。

巻三 遣使上の用

巻十四 みこの御門乃五月蠅之子。

巻十四 白妙乃麻衣著。喪の衣

巻三 皇子の殯宮のうを。

巻三 遣使上の用

巻十四 みこの御門乃五月蠅之子。

巻十四 白妙乃麻衣著。喪の衣

国立公文書館
National Archives of Japan

を[illegible]ぐ[illegible]すと
刈ハせゞり集や
まハぎろ花ぐろ
くさくさくろやぐぎ
すぐろを[illegible]まて
ゆるまー

百汝の使と廣
瀬郡よつけ[illegible]ハ
なのまろ。

[illegible]の手をえ[illegible]
[illegible]

て。上の日並知皇子宮の舎人の伊豆多之爲[illegible]
左 夜ハ御門の外の舎より衛[illegible]

鶉成 辞 伊波比廻雖侍侯佐母良比不得者 悲よ堪かねて立
まゐれ[illegible]

春鳥之 辞 佐麻欲比奴 礼者嘆毛 言 そもそも二句ハ[illegible]
くて[illegible]

未過尓憶毛 言 未盡者 こハ後[illegible]

よハ秋立て幾日もあらねばなどゝ[illegible]

言佐敝久 辞 百濟之原從 此原ハ香山の宮より

[illegible]

[illegible]

の百濟の[illegible]

之旦 一云伊而 卷二 山越 朝毛吉 辞 木上宮乎 常宮等 高知座而 今本高之
而 佐座君乎者[illegible]

奉而[illegible]

神葬 葬伊座而 [illegible]

[illegible]

王之萬代跡所念食而 作良志之香來山之宮 上よ[illegible] 萬代尓過牟

登念哉 [illegible]

[illegible]

伊王手次懸而將偲 恐有騰文 初めの言を又[illegible]

人の[illegible]

[illegible]

反哥

久堅之天所知流 上よ天皇の支配国と天原石門を開き[illegible] 君故尓日月
[illegible]

毛不知戀渡鴨 この[illegible]

埴安乃池之堤之隱沼乃 こハ堤[illegible]

[illegible]

刈[illegible]

去方乎不知 舎人者迷惑

反哥 蒔[illegible]
[illegible]
[illegible]

下の和銅四年ニ立
ル所ノ標あ
れど上巻の
説ニ依てこゝにかゝ
今本ニ安播と
ゝ泊雪と也濱
沫ハ古事記ニも
集ニも安和とゝ
て安波とハ云ヘ
その上あんとゝハ

寧樂宮

○檜隈女王作哥。今ゾ右の反歌ハ次ニ或書反哥一首として代ニ有ンれどこハ必人
名并日檜隈女王怨泣澤神社之哥と云ヘし
百日の雨の降るゆゑ。さんど捨てゝ泣澤ゆ。たゞ鶴ゝ哭
ゝ。実ゝ哭ゝ。仍ゝかゝ。ゝ。

哭澤ノ神社ニ古事記ニ伊邪那岐命云哭時於御淚所成神坐香山之畝傍之麓尾本名泣澤女神と云。かれハ香山の宮ニ坐ス祈ごとゝす
べき社ゝ仍て云ゝ同ゝの歌ニ三輪須恵の三輪ハ借字ニて酒を醸ス甕をいふゝ云ヘ和
名抄ニ傷ゝ人ゝ奇ゝ云ゝ。の哭ハ礒の畧和ハ態の義と無ゆゑ名ゆゑ
ゝ。ゝ。ゝ張のまゝ居ゝ

雖祷祈。我王者高日所知奴。上ハ天所知流と
てゝ。ゝ。ゝ居ゝ。

○但馬皇女既出薨後。和銅元年六月ニ
ゝ。ゝ。ゝ。紀ニ云ヘ

穂積皇子既出冬日雪落遥

望御墓悲傷流涙御作哥

零雪者。佐幡尓勿落。多くゝ。ゝ。ゝ。ゝ。今ヨ
本伏と安ニ張り。今ハ改ム

吉隱之猪養乃

ゝ。ゝ。ゝ。

あれハ古へ
ひつくゝ。　久堅乃天宮尓神隨神等座者　神とゝまりていますらゆゑ
俗くゝ迦ゴロヨシモ　霜雪ニカヨコミ　はなはだこゝハ上ゝうハつゆけゝ下へかゝる雪こゝは
きゝうり。　其子霜文尓恐美　なゝうゝその拙きゝうゝ又逃ゝ天とゝゝゝゝ
しよヒルハモ　晝波毛日之盡　夜羽毛夜之盡　卧居雖嘆　卧ハ夜居ハ晝と
や。　言解りゝ畧ゝて　飽不足香裳　拙くゝきゝゝゝ。

これハ古言とゝてゝひつくゝゝゝて我ゝするべきゝゝゝもてゝす。そのつゞ
けゝ言と畧きゝゝゝゝとゝゝゝハずゝして拙ゝゝゝ拙ゝゝゝ
ゝ入べきゝゝゝゝゝゝゝゝて古ゝ孝ゝめゝ年月の次乃遠へゝハけ一二の
老ゝハかゝゝゝゝゝゝ或人ゝとゝゝゝゝゝゝゝゝ

らゝまゝでなのく別よ翔と奉
一伝ゆうるこゝを
一もひとゝ紀約
てのゝんやハ。

手る妻ゝ知きて。同一紀約のトよ載べきまゝあゝず。又益ゝ涙益ゝこの
言を云ゝこゝ。此者ゝのゆゝるゝゝゝ

神をうらむるごとくにて。後にて
切なる情をうつしたるハいとめでたし。

友哥

秋山之黄葉乎茂迷流。みちをしたるるまでに妹を見失ふ　妹乎將求。
山道不知母。　巻八　秋山のもみぢ葉にまぎれて。こゝらくれてわかるる
黄葉之落去奈倍今。　奈倍乎ハ並ふ　時ハまさしくもまよひぬるかなわるまゝ似て共に迷し。
所念。　玉梓之使乎見者。相日
思ふ　乃
一云路不知而こゝをハひがこゝろ。

教ふるなり。そんぞ並よりも黄葉せるを使の来るを見れば。
忘れてハかなしき一日の心持するとなり。こゝハ物こゝろとしてわかりがたき
こゝろをもとめしこゝろぬよりいとすべし。

柿本朝臣人麻呂妻之死後悲傷作哥。
○○○○○○○○○○○○○○○。

打蟬等。念之時尓。　彼の身なりにかとふのこゝろ。念之ハ涙ていふこゝろ。
取持而。　或本ハ携手。　○一云。宇都曽臣等。かゝるこゝろハまくべて寄辞ふのこゝろ。
堤尓立有。槻木之。　或本ハ此二句いふて。百兄槻木と。　吾二人見之。妻と　多出之。或本。出立これも同
の詞これよりよりぬ。　門ちかき所をいふ。
或本。虚知期知尓枝刺有如。　春葉之茂之如久。念有之妹
者。雖有。憑有之。兒等尓者。雖有。或なこれとも妹庭とこゝハ宜〜　巳知碁智乃枝
之。こゝろごゝろハ此彼と下の碁ハ碁〜の通ふ。　あり。槻ハ今けやきてふもの類。
乎。背之不得者。　常なき世人のこゝろを　晴火之。或ハ香　燎流荒野尓。
かぎろひかゝハ既ようひつゝて大野原をまくる〜ごとく　切火とも。　炎乃立
もゆるなんばをつゝんでむつまじくまくる荒野ら。に於ても悲しを保ちなく。　白梓之
天領巾隠。　そも天雲隠れし遠きこをうつ。雲をひれと云ハ　巻七　秋風ふきたゞよふ白雲ハ天つ領巾なるべし。　鳥自物　冠辞

梓ハ或なこゝよ
ロめぬ。

死しる人をハあぐまへて〻の後。

朝立伊麻之旦。立いまして〇或本。朝立伊行而。入日成。成ハ如。隠去之鹿蹂。そまて葬送り。吾妹子之形見尓置有。有の字或本。若兒乃。或本。緑兒之。乞泣毎。恥與。或本。取委之。

今なの鳥穂ハ物のにほふ。羽舎こと〻する。あれ。ぞ。そうかく。いつ。言も。なく。言も。いつ〻〻ず。仍て。或本。と。物。

物之無者。物ハヲ人〻。鳥佐自物。男なるものゝこを今なよ鳥穂自物。

よ。伝て。ら。ま。す。と。物。

洲。ろ。ハ。こ。わ。る。手。考。よ。鳥ハ。鳥。穂ハ。鶏。を。ま。ら。し。ゝ。ゝ。或本。男。自物。

巻十四 古信。鈴。の。事。の。死。ら。付。の。ま。ら。ハ。て。の。言。を。ま。ひ。つ。し。ま。ら。ま。ら。ま。ら

去年見而之秋乃月夜者。雖照或本雖渡相見之妹者。弥年放或本益年離。○つゆ乃死ぬる年の秋よりあるなり。

衾道乎。引手乃山尓。或本衾路引出山に云つゝも共に合せるよしも春日の内にあるゆゑ山とハ云ふすまぢハ宿辞よりひつ。妹乎置而山往往者生跡毛無。或本山路念尓云云

△今本ハ或本哥として長哥一首短哥三首を全載したれど今ハ異なる言のゝを。女文のゝ言の下ハ小字にて云ふ所ハ或本ハ別なるのまゝなるを。或人それとゝのれてまゐせバ別て文武天皇の四年三月ハ始て乃昭を火葬せし所にて。これも火葬して戻りしなるをのすゝ云へバあやまりを駁して人まゝにハせるゝとゝ火葬して古へも今もやゝて骨を拾ひて。よゝべき所にとゝめて墓としすゆるを。武哥ハ葬のゆゑ年れ秋まわりてよめるなるを。ひゝめぐりの秋までも骨を納めず捨なりとしせんとハ又武哥の死父まゝのまゝ若きほゝのゝとおもふゝ云あれハ別の通路の火葬にゝ為なるべくて。おゝしらゝとして戻のゝまを語とする付ハ云も女文のゆきんゝ知て。妹背戻谷毛見而不堅者とゝゝつゝんを。字義しるべし。如て語字義字多き此集をゝんハ能く考てこゝに引ハまべゝれ。

家來而吾屋辛見者吾ハ男の字なるや。玉床之巻七七夕乃歌より玉床乎拂ゝゝハさゝるゝて人まゝの妻ハ似つゝず。ゝつゝよこハ死て外ホカニ出キケリ。ゝしし床ゝれハ。妻ハ床のゝまゝし。外向來妹木枕ゝゝて。妻ゝる求りしゝ。ほのゝにゝゝもゝゝゝゝれハ。ゝ又ゝの書ゝ。ゝゝゝゝゝ。かへり來て見れハ。ゝゝゝ床ハ塵のゝゝかて。枕ハ初ゝゝよりやゝゝれてゝるゆゝ。ゝゝゝゝゝ

（使人の通ふて死ふる時の事。好問よ。落つる吾セハ宮ぬ。爾まもと
ねゝ。ゝ人大未可無安夜麻紀之家牟。ゝ。

此ふつ同じ。ゝ。ゝ。○人まろ乃。ゝ。ゝ。反。ゝ。ゝ。ゝ

[illegible]ことをもとハ[illegible]かつ[illegible]で[illegible]
[illegible]人[illegible]ハ下の言[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
の[illegible]ハ[illegible]
○二の句ハ上の[illegible]依ハ
[illegible]の[illegible]

今叙悔 ハ采女の氏ハ吉備津[illegible]大ハ[illegible]

（讃岐國狹峯島 國字大[illegible]の[illegible]依て[illegible]訓[illegible]
言 視石

中死人柿本朝臣人麻呂作哥 石中を崇の[illegible]
[illegible]磯を[illegible]

通り
いめん

玉藻吉辞 讃岐國者國柄加 國[illegible]隨のなり[illegible]
上[illegible]
國の[illegible]國[illegible]

[illegible]ハ[illegible]の代
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

雖多貴ハ加礼の得なれ名細之よろしく名のたしなれ
れハ多くも刻。名細之ふとたくハそろへり。狭岑之島乃荒磯言
回介。今本面と　盧作而見者。古への旅路よハかりかを作りかたし
えハ濫。　の〜てこの名ハ盧入而を思きに〜〜。巻七
秋田刈借盧作五百入為而育藍　浪音乃茂濱邊手敷妙乃枕介為而荒床。
君て〜つ氏言の名ちれ〜〜。
れもなき涙づの磯をコロブスキミガ　自伏君之おのれと伏とらん。
床〜〜てかし〜〜。　家知者往而毛將告
妻知者來毛問。益乎玉桙之辞道太介不知家の妹ナボ歎恨乞
かく〜ハちで待よ時の色り待加戀良武愛伎妻等者。
をおぼつ〜〜ちんと。
〜る言ってうつく〜む、〜〜るれは
愛のつまをちよと。別記あり。

反哥

宜ハ事ハ言ハ
ぎ〜げの濁よ
日。

妻毛有者採而多宜麻之。紀ハ極音稚ハ伊波能杯依古佐屋渠接野俱小接ハ
梁接多依毎多礒底待麝呼栖敷麻之々能鳥賊
也。
うハ出てをよか
ちの列と。能と云
ハ濫。

初めり。又巻七。春日野ハ烟立人ハ何ぞ〜〜ぞ野ハ兎牙子採而者ハ〜〜て氏宝ハ
金ちを殘ちて云
ちて〜ハ行上の依　佐美乃山野上乃宇波疑。上ハ衣のスギニ過去計良受
うぐ〜ぎん内濱式ハ高。和名抄ハ義ぎ木於ハ
ハ濫。
也。うぐぎん内濱式ハ高。和名抄ハ義ぎ木於ハ
ハ濫。
ハ外てるあ〜〜ハ兎ぎ多〜せて
ちて〜〜ハ兎ちへ〜〜所のさはち
〜ハ兎ちの暑ぞ〜〜ハ
紀のちぞ〜ちん人乃ぞ〜ちん。

初のハちえ〜〜の
言ってかく〜〜
〜ハ外〜〜ちを
〜て外て寝ち
通ひて
をちをちの〜〜
ひつ〜。

奥波來依荒磯乎。色妙乃冠辞枕等巻而奈世流君香聞。奈ハ
孫ハ

○柿本朝臣人麻呂在石見國臨死時自傷作哥。此哥ハ自
ハ濫。又

次ニ死ル者ハ六位七位ノ人ナリ
ト云ヘリ。是ハ老一ノ別記ナリ。

鴨山之ご葬ハ上ノ巻有。○之ハ辞。吾子鴨不知芽妹之芽而
磐根之巻有。

巻七十三

為使を不知跡待乍将有
立て爪づく足の日し。

柿本朝臣人麻呂死時妻依羅娘子作哥。

且今日且今日吾待君者石水紀る水を かハ〜 細。カヒニ 次ハ
石川ナリ。貝ハ交而玉を
もとめ〜バ代川の海へ有登不言八方
有て見もそべし。

直相者相不勝直自ハあらんとセバ。あハ
ツ〜ハ石川昂が山の〜ハ立て川ハ
石川ハ昂が山の〜ハ立て川ハ
石川ハ昂が山の〜ハ立て川ハ
石川ハ

古き難波の国と
見るよ。姫島。衛
壌島。江口島
いづれも今ハ陸と
なりてくゞり島
えのこと島てふ里
の名となりてあり。
されハ姫島も
ひとつなりしを。
今ハ名ゝ人伝
ずるなり。

女島。紀よ。安宜用放牛於難波大隅与媛島松原ずゝ畫亀三
年の紀よ。元正天皇霊亀二年摂津国大隅媛島二牧聽百姓佃食之ゝ。

見嬢子屍悲
歎作哥。

妹之名者。千代尓将流。上よ人まろの。明日香皇女を。川ゝ。ぐゝ。て。万代ゝ
伝流。伝ゝの伝ゝ。ゝを。ゝ。ゝ。今ハ姫島の松ゝ

姫島之子松之末尓。
言挙すれハ。よ代ゝまでを。ゝ。伝ゝ。ゆゝ。ぐゝ。ゝ。ゝ。

てハタビノ
ゆく。手火之光曽。幾許照而有。

今本こゝに短哥二首をかゝて。たのゝを反哥乃めゝをもてこゝに後に哥をかゝ
ぬ人のてゝぐさに。因縁ゝ右の反哥にかゝるゝ。或本哥二首とゝるゝゝゝに帰たの哥
とてつゝ。れ右の反哥ハ哥矣。こゝに別に端詞ゝたゝを載ゝゝ。詞を失ゝゝゝ。

○志貴皇子薨後。姓名作哥。左二首ハ薨ゝして幾日後よりめゝゝのこゝれば
○○○○○○○かゝる端詞のゝゝゝ矣ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ。

高圓之野邊乃秋芽子。徒開香將散見人無尓。

多カ二ト

かゝゝゝゝ。○一云。勿散祢。君之形見尓。

ナチリノ子 キミガカタミニ

見管思奴幡武。かゝてゝゝゝ。

ミツヽシヌバムカ

御笠山野邊往道者。或ゝ野邊後已伎太雲荒尓計類鴨。今本。

ミカサヤマノベユクミチハ ノベユコキダクモアレニケルカモ

繁荒有可ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

国立公文書館
National Archives of Japan